

2022年2月に開催されたOIE水生委員会のレポートへの 日本のコメント

(2.2 加盟国への情報)

(2.2.1.1 新興疾病の検討ーウイルス性コイ浮腫症 (CEV))

コメント：

日本は、CEV が OIE の新興疾病の条件を満たしていないと考えており、CEV を新興疾病としてみなすことを支持できない。その理由は以下の通りである。

- ・ CEV は OIE の新興疾病の条件である「甚大な影響がある疾病」という条件を満たしていない。OIE 水生委員会の 2021 年 9 月レポートに記載されているように、CEV については影響の大きさは不明確であるためである。OIE 水生委員会の 2022 年 2 月レポートは一部地域における CEV の重症度に関する情報に言及しているが、CEV に感染したコイの重症化の割合に関する情報を含んでいない。具体的には、Marsella et al. (2021)、Tolo et al. (2021)、Pikula et al. (2021) は、重度の死亡があった地域における事例に言及しているが、CEV が重度の死亡を引き起こす割合についての情報を含んでいない。他方、Haeren et al. (2016) は "the disease may not always cause high mortalities (extensive outbreaks) in common carp" と、Way et al. (2017) は "low mortality rates" と述べている。このため、CEV が「甚大な影響がある疾病」という新興疾病の条件を満たしているとは言えない。
- ・ CEV は、OIE の新興疾病の条件である「a) 新たな地理的地域への広がり」を満たしているとは限らない。近年の診断技術の向上及び CEV が診断の対象疾病として認識されたことにより、これまで原因不明であった事例が CEV 感染症と診断され、その結果、発生報告が増加した可能性があるためである。実際に、1998/99 年の UK のサンプルからも CEV の確認が報告されている (Way and Stone, 2013)。また、Way et al. (2017) は、"The extent of the emergence of CEVD in Europe is difficult to assess because European fish disease laboratories have only recently been able to reliably detect the causative virus." と述べている。更に、OIE 水生委員会の 2022 年 2 月レポートの references に含まれている 8 本の論文のうち、Adamek et al. (2021) は "Hence, in previous years, several disease outbreaks in carp populations associated with gill pathology remained unexplained and putatively could have been caused by CEV" と、Haeren et al. (2016) は "CEV/KSD is the latest example of a virus disease of cyprinids that has emerged, largely unnoticed, in Europe and where the true extent of the spread of the virus is not known" と述べている。

上記の通り、日本は CEV が新興疾病の条件を満たしていないと考えている。日本は、OIE 水生委員会が、一部地域の論文を根拠とするのではなく、実際の発生状況等のデータを加盟国から広く収集した後に、新興疾病とするかどうかを再検討することを提案する。

(参考) OIE glossary における新興疾病の定義

EMERGING DISEASE

リストに掲載されている疾病以外で、以下の結果として水生動物または公衆衛生に重大な影響を及ぼす疾病を意味する。

- a) 既知の病原体の変化、または新たな地理的地域や種への広がり。
- b) 新たに認識された、または疑われる病原体。

(参考) レポートにおける CEV 関連箇所の抜粋 (原文及び仮訳)

水生委員会は、CEV による感染に関する最新の科学的情報を検討し、世界の一部の地域における CEV による感染の深刻さをさらに確認する以下の証拠に留意した。

- ・ 2020 年 6 月中旬にイタリアで発生した野生のコイ (*Cyprinus carpio*) 成魚の重度の死亡の原因病原体が CEV による感染であることが判明した (Marsella et al., 2021)。
- ・ 米国ミネソタ州スワートアウト湖の野生コイ集団におけるアウトブレイクと大量死亡イベントの際、高い CEV ウイルス量が存在した (Tolo et al., 2021)
- ・ ドイツにおける CEV の有病率を調べる調査では、コイ (*Cyprinus carpio*) 集団の 69%、コイ (*Cyprinus carpio* の変種) 集団の 41% で CEV が検出された。また、臨床的に罹患したコイやコイの集団から採取された魚のほとんどが高いウイルス量を保有していた。著者らは、CEV への感染がドイツで非常に流行しており、コイやコイの激しい取引を通じてこの病気が広がったと結論付けた (Ademek et al., 2021)。
- ・ CEV に感染したコイの血液化学プロファイルから、CEV 感染が複雑な悪影響を及ぼし、鰓呼吸および排泄機能の障害による重度の代謝障害をもたらすことが明らかになった (Pikula ら、2021)。

1990 年代後半 (Way ら、2015 年) および 2000 年代前半 (Haenen et al., 2014) に報告された知見は、ヨーロッパやアメリカの非常に限られた地域における CEV 分布の感染の可能性を示しただけであった。2009 年以降の他国への急速な広がりや死亡の誘発は、新興疾病の定義の条件 a) を満たしていることを確認するものである。また、委員会は、コイの養殖は多くの国で伝統的な養殖とみなされており、CEV の感染による死亡は科学者や養殖業者の間で大きな関心を呼び、毎年多くの報告や科学的文献が発表されていることも考慮した。

また、委員会は、2021 年に発表された CEV のゲノム (Mekata et al., 2021) が、将来、疫学研究の推進、CEV の系統解析、CEV への感染に対する新しい診断アッセイの開発に役立つとした。

この最新の科学的証拠のレビューと、委員会の過去の報告書で提供された情報に基づき、委員会は、CEV への感染が引き続き新興疾病の定義に合致すると判断した。委員会は、水生コードの第 1.1.4 項に従い、CEV の感染が検出された場合は、新興疾病として OIE に報告すべきであると加盟国に注意を促した。